**平成２５年（フ）第１４２９号**
大阪府東大阪市中新開２丁目２番20号　昭和ハイツ吉田702号
債務者　山本　清美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曉　　琢也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１６号**
仙台市青葉区新川字原田58番地の２
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木洋一
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第６７号**
茨城県土浦市板谷６丁目683番地３
債務者　中久喜としゑ
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹若栄吾郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第６８号**
茨城県土浦市板谷６丁目665番地120　ハッピーライフ202
債務者　中久喜鉄矢
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹若栄吾郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第８５号**
岡山市北区平野937番地
債務者　田村　昭子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　徳秀
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１４３７号**
大阪市西成区千本南１丁目４番17号
債務者　吉田美佐子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷眞一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０号**
群馬県安中市安中2434番地２
債務者　榊原　英一
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　仁美
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２５年（フ）第２６号**
青森県むつ市大字城ヶ沢字羽立６番地
債務者　繁在家トモ
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　　直
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第５９３号**
名古屋市守山区西川原町315番地　新守山住宅207号
債務者　伊藤　藤夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　朋加
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第６４６号**
愛知県春日井市上条町６丁目11番地　プリムローズＢ103号室、住民票上の住所愛知県春日井市上条町６丁目2421番地６
債務者　山本　　較
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　治雄
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５６５号**
愛知県春日井市東野町２丁目12番地18、従前の住所名古屋市東区徳川１丁目10番28号　ユーハウス第２徳川902号
債務者　廣瀬　律子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　文彦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１５１号**
広島市佐伯区五月が丘４丁目22番25号
債務者　Ｏｍｏｔｏこと　大本　享徳
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
4　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６２号**
宮崎市広島２丁目３番12号　伊尾喜ビル303号、前住所宮崎市橘通東４丁目６番７号　小山ビル403号
債務者　西村　　孝
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　和男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２３３号**
愛知県豊橋市花田町字越水77番地の３
債務者　溝口　文藏
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　謙史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２４年（フ）第２３４号**
愛知県豊橋市花田町字越水77番地の３
債務者　溝口　陽子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　謙史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部